

川越・東松山民商 民商だより 2021/8/4 NO.29

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

三度目の緊急事態宣言、埼玉県内全域で8/31まで

8/2より埼玉県全域に対し、緊急事態宣言が発出されました。県内すべての飲食店や結婚式場での酒類の提供・カラオケの使用が禁止となりました。映画館や公民館などの施設利用人数も制限されています。

埼玉県内感染者数は1日で過去最高の1053人となり、各地でクラスターも発生しています。2回のワクチン接種後に感染する事例も増えています。万全の感染防止対策での行動を心がけましょう。

飲食店、協力金第13期の対応

7/12~8/22としていた第13期は、7/12~8/31まで延長されました。8/23からだった13期の申請開始日も9/1へ延長されています。

コロナ前の1日の売上が7.5万円以上（月の売上が232万円以上）の店は、売上高方式で上乗せになる分以外の基礎金額の早期給付申請が可能です。申請期限が8/15まで延長されました。

酒類の提供、カラオケの使用は、終日禁止です。酒なし、カラオケなしで営業をする場合は、認証ステッカーが必要です。お客さんの店内滞在を90分以内で4名以下もしくは同居家族のグループに限るよう働きかける要請がされています。

従業員への検査の勧奨、マスク着用に正当な理由なく応じない者の入場禁止なども要請に含まれます。

7/12~19までの「まん防」、7/20~8/1までの「重点措置」（川越市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市など20自治体）、8/2~の「緊急事態」で、協力金の金額や、営業時間・酒類提供時間、店頭に貼りだすチラシが異なりますので注意が必要です。

1都3県知事会議が共同メッセージ 旅行や帰省は原則中止・延期のお願い

8/3に1都3県知事より、県をまたぐ移動や旅行・帰省の中止・延期、職場での20時までの退社など、2週間で3倍を超える首都圏のデルタ株感染拡大を危惧。「みんなの力でコロナを終わらせよう」と共同メッセージが出されました。

若い世代の感染率が上昇 各自治体で若年層のワクチン接種の予約開始

川越市の統計では、60歳以上の感染率が7%と減少傾向の中、39歳までの感染率が65%を越え、若年層の感染が増加傾向にあります。

川越市では、45歳以上の方の予約が8/4から開始。東松山市では8/10から予約開始となっています。自治体によってスケジュールが異なりますので、HPでご確認ください。

★8/11~15はお盆休みで事務所お休みです。月次支援金などの申請相談などは早めにご連絡ください。★緊急事態宣言中、夜間の相談体制は行いません。★8/16付の来週の商工新聞はお休みとなります。★事務所来所の際は、消毒と検温にご協力ください。

もう一度確認しよう 今使える・もらえるコロナ支援制度

●月次支援金 一般人の外出自粛や飲食店の休業・営業自粛の影響で2019又は2020年の同月（白色申告の方は年平均）売上と比べて、50%減少している月に対して個人事業主10万円、法人20万円を支給。

申請は月ごとの申請。4・5・6・7・8月が対象となります。4・5月分の申請期限は8/15まで。一時支援金で認定を受けていない方の認定確認期限は8/10までです。6月分の申請期限は8/31まで。

●埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

月次支援金4・5・6月分に上乗せ。個人2.5万円/月、法人5万円/月。月次支援金の決定通知ハガキが必要です。3か月分一括申請で、申請期限は10/15。

●埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

売上が30%以上減少している酒類販売事業者及び酒類製造事業者。4~6月分の増額と、7月分の追加が決定。申請開始は8月中旬以降を予定。

New●嵐山町小規模事業者等応援給付金

R3年1月~申請前月までの任意の3か月平均売上が、2019or2020年の同月と比べ、①20~49%減少=10万円、②50~69%減少=15万円、③70%以上減少=25万円。一時・月次支援金や協力金をもらっていないことが条件。申請期限はR4年1/31まで。

●滑川町小規模事業者等事業再構築応援金

1~6月のどこかの3か月の売上合計が、R1年orR2年の1~3月の売上合計と比べて20%以上減少かつ、15万以上減少で15万円。申請は10/29まで。

●吉見町中小事業者応援金

①前年度（R2年）が前々年度（R1年）と比べ、売上20%減少で3万円（R2年売上計算に持続化給付金なども含まれる）。②R2年1/1~R3年9/30までに購入した空気清浄機などの備品費2万円補助。申請は9/30まで。

●ときがわ町 新型コロナウイルス感染症対策費補助金

コロナまん延防止改修工事費用や空気清浄機などの備品、マスクや消毒液などの消耗品、テイクアウト用の容器やチラシ費用など5万円補助。申請は8/31まで。

●富士見市（10万円）1/31まで、ふじみ野市（10万円）12/28まで、熊谷市（5万円）8/31までなど支援金。川島町では経営革新計画奨励金5万円も。

●埼玉県感染防止対策協力金（飲食店）

11期（6/1~6/20）の申請は8/16まで。飲食店営業許可が必須。確定申告書の提出は条件になっていません。現在は13期の期間中です。

●埼玉県飲食店等換気対策補助金（飲食店）

飲食店の換気扇工事、空気清浄機や二酸化炭素測定器の購入費2/3を補助。申請は8/31まで延長。

●雇用調整助成金 パート、バイトも受けられる「特例措置」、年末まで延長予定。

申請は原則支払い後2か月以内ですが、期限が過ぎてしまってもハローワークへの相談で申請が出来るようです。

●国保・介護保険・後期高齢医療制度保険の申請減免 R3年の申請直近までの売上で計算した見込み売上が、R2年の売上と比べて30%減少で、最大で無料になります。持続化給付金や飲食店協力金などの雑収入は、計算に含めません。R2年の所得額が0以下の場合は減免になりません。